

香川県社会的養護推進計画

(計画期間 平成27年度～平成41年度)

平成27年3月

香 川 県

はじめに

香川県では、社会的養護の充実を図るため、平成 24 年 12 月に香川県社会的養護体制のあり方検討会により取りまとめられた「香川県社会的養護体制のあり方について」で提言された、家庭的養護の推進、専門的支援、自立支援及び地域支援の充実などの基本的方向や、個別施設ごとの目指すべき方向に沿って、各種の取組みを進めているところです。

また、国においても、平成 23 年 7 月に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、その中で、児童養護施設・乳児院の小規模化・地域分散化と家庭的養護の推進が方向性として示されたことから、県においてさらに着実な取組みを行うため、この度、児童養護施設、乳児院、里親等を対象とした「香川県社会的養護推進計画」を新たに策定することとしました。

この計画では、平成 26 年度に各児童養護施設等が策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえて、社会的養護を必要とする児童数の見込み、児童養護施設等の小規模化、地域分散化の具体的な取組みや里親等における家庭的養護の推進の具体的取組みと、その結果養護可能な児童数の見込等について、平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 年間の推進期間のうち、5 年ごとの 3 期（前期・中期・後期）に区分した各期ごとの目標を設定しました。

今後、この計画に基づき、社会的養護の対象となる子どもたちが、健やかに育ち、社会に参加していけるよう、各種施策を一層推進してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、計画策定に当たり多大な御協力をいただきました各児童養護施設、乳児院、香川県里親会の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

香川県健康福祉部長 大津佳裕

香川県社会的養護推進計画 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 香川県社会的養護推進計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
第2章 香川県の社会的養護の現状について	2
1 児童人口の推移	2
2 児童相談所における相談件数の推移	3
3 社会的養護を要する児童数の推移	3
4 社会的養護関係施設の状況	5
5 里親・ファミリーホームの状況	7
第3章 社会的養護の課題について	8
1 社会的養護における家庭的養護の推進	8
2 里親委託に関する課題	8
3 小規模グループケア導入に関する課題	9
第4章 香川県における社会的養護の将来像	10
1 家庭的養護、施設の小規模化・地域分散化の推進	10
2 施設機能の充実に向けて	14
3 里親・ファミリーホームへの支援について	14
4 地域支援について	15
第5章 社会的養護推進のための取組み（今後5年間の取組み）	16

第1章 計画の策定にあたって

1 香川県社会的養護推進計画策定の趣旨

社会的養護の充実については、国の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、平成23年7月に、「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられました。その中で社会的養護は、原則として家庭養護（里親、ファミリーホームにて行う養育）を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとの基本的方向が示されました。あわせて“施設が9割、里親が1割”である現状に対し、今後十数年の間に、本体施設、グループホーム（分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設）、里親等の割合をそれぞれ3分の1ずつにしていくという目標が掲げられました。

これを踏まえ、平成24年11月には厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、社会的養護専門委員会が取りまとめた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」が示され、「社会的養護の課題と将来像」に掲げた目標の実現に向け、児童養護施設等における家庭的養護推進計画の策定と、それを踏まえた各都道府県の推進計画の策定が要請されました。

県では、平成24年12月、香川県社会的養護のあり方検討会において「香川県社会的養護体制のあり方について」をとりまとめ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び里親等について、家庭的養護の推進、機能強化、家族支援のあり方等の目指すべき方向を提言していますが、さらに、家庭的養護と施設の小規模化・地域分散化の推進の具体的な取組みを定めるため、平成26年度に各児童養護施設及び乳児院が小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進めるため策定した「家庭的養護推進計画」を踏まえ、この度、乳児院、児童養護施設、里親等を対象とした県の計画として「香川県社会的養護推進計画」を策定することとしました。

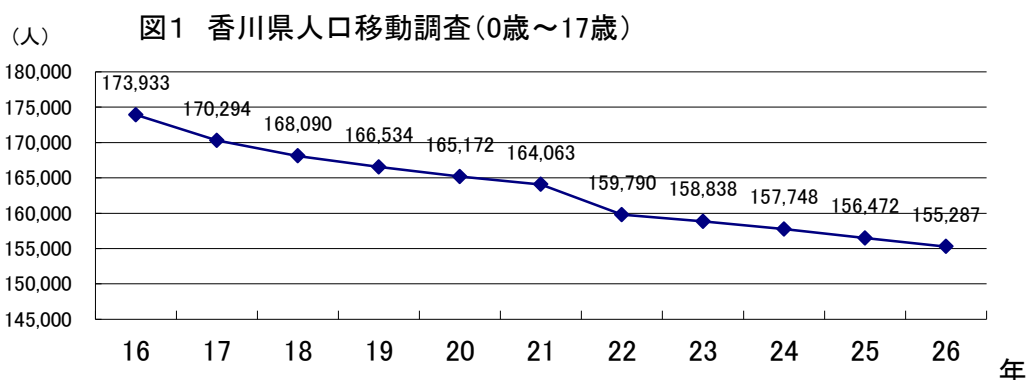
2 計画期間

平成27年度から平成41年度までの15年間とします。計画期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分し、計画に基づく取組みの実施状況や社会的養護を取り巻く環境の変化等に応じ、概ね5年ごとに見直しを行います。

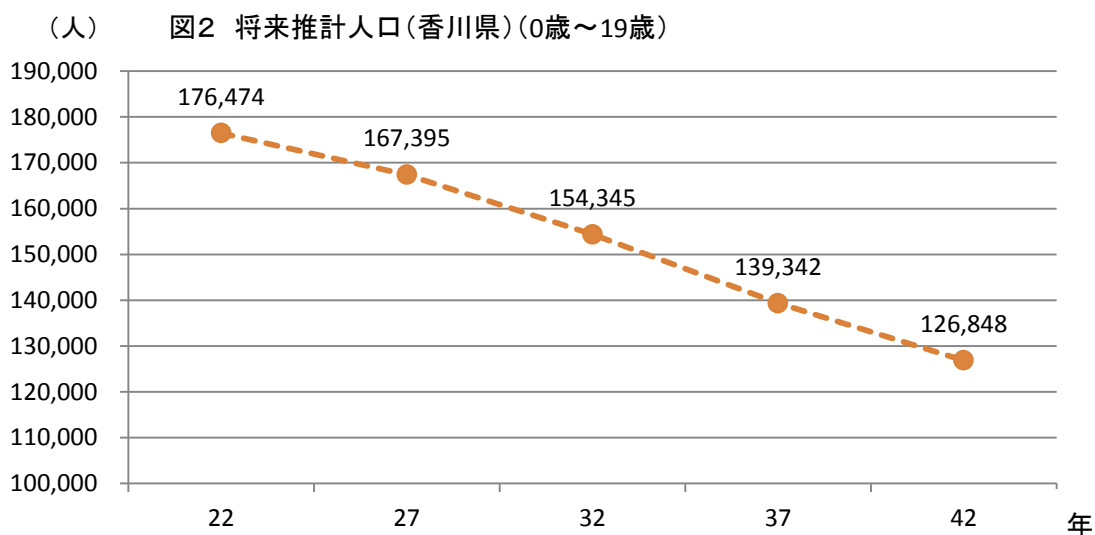
第2章 香川県の社会的養護の現状について

1 児童人口の推移

香川県における平成16年から平成26年までの10年間ににおける児童人口（0歳から17歳までの人口）は、「香川県人口移動調査報告」によると、平成16年（10月1日時点）の173,933人から平成26年（10月1日時点）の155,287人へ約2万人（約10.7%）減少しています。

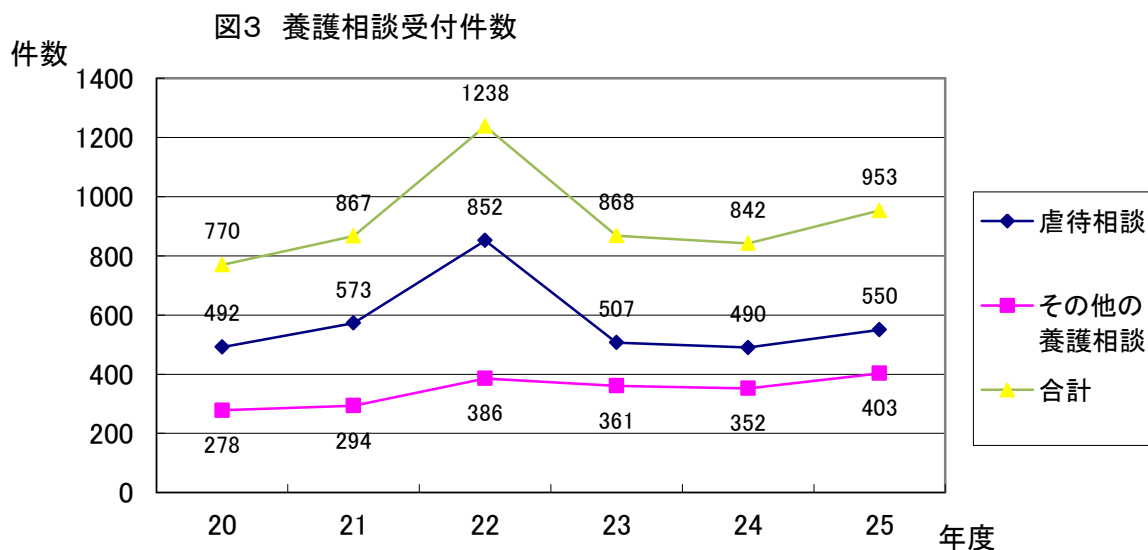


今後15年間の予測については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25(2013)年3月推計）：中位推計」によると、平成27年の0歳から19歳までの人口の167,395人から平成42年の126,848人へ約4万人（約24.2%）減少する見込です。



2 児童相談所における相談件数の推移

香川県の児童相談所（子ども女性相談センター、西部子ども相談センター）で受け付けた養護相談（児童虐待相談の件数を含む）の件数は、平成 20 年度の 770 件（うち児童虐待相談は 492 件）から平成 25 年度には 953 件（うち児童虐待相談は 550 件）となり、5 年間で約 24%増加しています。児童人口当たりの養護相談件数である相談発生率は平成 20 年度では 0.47%、平成 25 年度では 0.61%となっており、人口あたりの相談発生率は約 30%増加しています。



3 社会的養護を要する児童数（乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム措置児童数）の推移

社会的養護を要する児童数は、全体では平成 20 年度末現在で 184 人、平成 25 年度末は 200 人で、5 年間で約 9%の伸びがあります。児童数全体では減少しているにもかかわらず、児童虐待の増加の影響等により、社会的養護を要する児童数が増加しているものと考えられます。

このうち、児童養護施設等（児童養護施設、乳児院）措置児童数（県外施設を含む）は、平成 20 年度末現在で 159 人、平成 25 年度末現在では 161 人となっています。この間での最高は平成 21 年度末の 177 人です。

また、里親等（里親、ファミリーホーム）委託児童数は、平成 20 年度末現在で 25 人、平成 25 年度末現在で 39 人です。5 年間で 56%の増となっています。里親委託率（ファミリーホームを含む）は平成 20 年度末現在で 13.6%、平成 25 年度末で 19.5%となっています。委託率は 5 年間で約 43%増加しています。

表 1 施設入所・里親委託の状況

入所(委託)措置児童数	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
乳 児 院 (A)	24	21	16	22	18	22
児 童 養 護 施 設 (B)	135	156	147	148	149	139
里 親 委 託 (C)	25	29	31	33	34	39
(うち ファミリーホーム委託)	—	—	(5)	(6)	(6)	(6)
計 (D=A+B+C)	184	206	194	203	201	200
里 親 委 託 率 (C/D)	13.6	14.1	16.0	16.3	16.9	19.5

4 社会的養護関係施設の状況

(1) 児童養護施設（讃岐学園、亀山学園、恵愛学園）

児童養護施設は保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境等の調整等を行いつつ養育を行う施設で、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的としています。

県内には児童養護施設は3箇所あり、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を保護するという社会的養護の中核的な機能を果たしてきました。

(2) 乳児院（神愛館）

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。香川県には1箇所設置されています。

表2 計画始期の各施設の定員の状況

単位:名

施設種別	施設名	定員	本体施設		グループホーム		計
			(再掲) 本園型小 規模ユニ ットケア ※1	分園型 小規模 グルー プケア ※2	地域小 規模児 童養護 施設 ※3		
児童養護施設	讃岐学園	65	65	6	0	0	161
	亀山学園	51	45	0	0	6	
	恵愛学園	45	45	0	0	0	
乳児院	神愛館	29	29	18	0		29
計		190	184	24	0	6	190

※1 本園型小規模グループケア

児童養護施設等の本体施設内で実施する小規模なグループによるケア

※2 分園型小規模グループケア

本体施設の敷地外においてグループホームとして行う小規模なグループによるケア

※3 地域小規模児童養護施設

分園型小規模グループケアのうち、地域小規模児童養護施設設置運営要綱に定める基準に適合するものとして県の指定を受けたもの

(3) 県内の施設での児童受入状況

児童養護施設、乳児院の入所児童数は年度中の増減があるため、対象となる施設の入所児童数が一時的に定員に達しているなどの理由から、県外施設への措置を行うこともありますが、ほぼ香川県内の施設で充足しています。

表3 県内の児童養護施設・乳児院の在籍児童数（各年度の3月31日現在）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
児童養護施設	入所定員	155	155	161	161	161	161
	在籍児童数 (各年度末)	128	142	137	142	142	138
	充足率(%)	82.6%	91.6%	85.1%	88.2%	88.2%	85.7%
乳児院	入所定員	29	29	29	29	29	29
	在籍児童数 (各年度末)	23	20	15	21	17	20
	充足率(%)	79.3%	69.0%	51.7%	72.4%	58.6%	69.0%
児童養護施設 ・乳児院計	入所定員	184	184	190	190	190	190
	在籍児童数 (各年度末)	151	162	152	163	159	158
	充足率(%)	82.1%	88.0%	80.0%	85.8%	83.7%	83.2%

5 里親・ファミリーホームの状況

(1) 里親について

① 概要

里親制度は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）の養育を委託する制度です。以下の4区分があります。

養育里親・・・要保護児童を養育する里親

専門里親・・・次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたものを委託する里親（養育里親であることが前提）

- ・児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
- ・非行等の問題を有する児童
- ・身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

親族里親・・・次の要件に該当する要保護児童を委託する里親

- ・当該親族里親に扶養義務のある児童
- ・児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

養子縁組希望里親・・・要保護児童につき、養子縁組が成立するまで養育する里親

② 里親の登録状況

香川県では平成25年度末時点で計69組の里親が登録されています。区分としては養育里親49組（79人）、養育里親の中で専門里親として登録されている者が3組（4人）、養子縁組希望里親が18組、親族里親が2組登録されています。

(2) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）について

① 概要

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援します。

② 香川県の事業実施状況

香川県では1箇所のファミリーホームが事業を行っており、定員は6名です。

第3章 社会的養護の課題について

1 社会的養護における家庭的養護の推進

「香川県社会的養護体制のあり方について」で提言されているとおり、社会的養護は、信頼できる大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われるべきであり、家庭的な環境かつ小規模な養育単位で、個々の子どもをきめ細かく見守る養育を推進する必要があります。

また、「社会的養護の課題と将来像」では、「日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、(a)概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム、(b)概ね3分の1が、グループホーム、(c)概ね3分の1が、本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)という姿に変えていく。」としています。

香川県では、平成25年度末現在で、里親等委託率(家庭養護の割合)は約19.5%、グループホームが約3%、施設(児童養護施設等の本体施設)が約77.5%という状況ですが、社会的養護を行うに当たっては、原則として、家庭養護(里親、ファミリーホーム)を優先するとともに、施設養護(児童養護施設、乳児院等)も、できる限り家庭的な養育環境(小規模グループケア、グループホーム)の形態に変えていく必要があります。

里親等委託率は、平成20年度末現在で約13.6%であったので、里親等委託率は直近の5年間で約43%の伸びがありますが、目標とする委託率の「概ね3分の1」にはまだ開きがあり、里親等委託の推進に向け、なお一層の取組を必要としています。

また、グループホームについては、児童養護施設が1箇所の地域小規模児童養護施設(定員6名)を設置していますが、「社会的養護の課題と将来像」で目標となっている3分の1の割合を実現するには、大幅な増が必要です。

2 里親委託に関する課題

(1) 養育里親の確保

児童人口が減少しているにもかかわらず、児童虐待の増加などを背景として、社会的養護を必要とする児童は増加しています。また、それらの児童の中には虐待によるトラウマなど心に傷を抱えるものも多く、これらの児童の養育は信頼できる大人との継続的で安定した愛着関係の中で行われる必要があります。そこで、家庭を養育の場とし、新しい家族との絆の中で養育を行う里親委託を推進し、委託可能な里親を確保することが重要な課題です。

養育里親の登録数は、平成21年から平成25年までの4年間(平成21年度に里親の区分が変更されたため、平成21年度との比較としています)で、30組から49組へと約63%の伸びがありますが、県民への普及啓発活動により里親制度を広く周知し、さらに里親登録希望者数を大幅に増加させる必要があります。

(2) 里親支援

県では、里親支援の取組みとして、児童相談所（子ども女性相談センター）に里親を担当する児童福祉司に加え、専任の里親委託推進員を配置し、里親への委託を推進するために、児童に適合する里親の選定のための調整等を行うとともに、委託された児童の適切な養育を確保するための里親や関係機関との連絡・調整や、里親の負担を軽減するための里親相互の相談援助や生活援助、交流の促進など里親に対する子どもの養育に関する支援を総合的に推進しています。

また、香川県里親会においても、里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立の防止を図っています。

その他、児童養護施設（讃岐学園）に里親支援専門相談員を配置し、所属施設の入所児童の里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援を行っています。

今後、登録・委託里親数、里親委託児童数が大幅に増加させるためには、さらに里親支援体制の充実が必要です。

3 小規模グループケア導入に関する課題

(1) 本園型グループケアの実施に関する課題

本園型グループケアの実施に当たり、従来の大規模な集団によるケアを前提とした設備での対応が困難な場合は、小規模なグループによるケアが可能な設備への改築、大規模修繕等の施設整備を行う必要が生じます。また、各グループにおいては少数の職員によるケア体制となるため、職員の養育能力の向上が求められます。

(2) グループホームの設置運営に関する課題

グループホームの設置運営に当たっては、物件の確保、開設する地域の理解と協力を得ること、本体施設との連携体制の確保が課題となります。また、本園型グループケアの場合と同様、少数の職員によるケア体制となるため、職員の養育能力の向上も重要です。

第4章 香川県における社会的養護の将来像

1 家庭的養護、施設の小規模化・地域分散化の推進

(1) 県の目標について

「香川県社会的養護体制のあり方について」及び「社会的養護の課題と将来像」の提言を踏まえ、社会的養護を必要とする子どもたちが、可能な限り家庭的な養育を受けられるよう、本計画の15年間の期間で、グループホーム、里親及びファミリーホームの比率を高めていくこととします。

しかしながら、本体施設とグループホームの定員を同数とすることは、既に現在の定員の維持を前提とした施設整備が終了又は進行中の施設があることから、困難な状況となっています。

このため、本県においては、里親及びファミリーホームの比率をできるだけ高め、計画終期において、本体施設、グループホーム、里親及びファミリーホームの比率を3:1:3とすることとしますが、計画期間中にも、施設に対して引き続き地域分散化に向けた取組みを働きかけるとともに支援を続け、本体施設、グループホーム、里親及びファミリーホームを3分の1ずつの姿に近づけていくこととします。

(2) 各年度における社会的養護を必要とする児童数の見込みについて

社会的養護を要する児童の児童人口当たりの発生率は、平成16年度の0.099%から平成25年度では0.128%に上昇しており、9年間で0.029%増加していることから、1年当たりの増加率は約0.003%となります。今後も同様な傾向が継続するものと見込むと、直近（平成26年10月）の発生率が0.13%であるので、5年間では0.015%増加し、平成31年度での発生率は0.145%となる見込みです。

また、県として人口減少対策に取り組んでいますが、児童人口について、現在の推計である国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）：中位推計」を参考に推計すると、平成26年10月1日の155,287人（香川県人口移動調査）から平成31年度には143,175人に減少すると見込まれます。

社会的養護を要する児童の発生率と人口減少率の双方を勘案し、前期（平成27年度～平成31年度）の期末には、社会的養護を要する児童数は208名となる見込みです。（平成27年度末 203名、平成28年度末 205名、平成29年度末 206名、平成30年度末 207名、平成31年度末 208名と推計）

中期（平成32年度～平成36年度）においては、社会的養護を要する児童の発生率が前期と同様の増傾向にあるとし、児童人口を前期と同様の方法により推計すると、発生率が期末には0.16%となり、児童人口は129,199人と見込まれます。したがって、社会的養護を要する児童数は207名となる見込みです。（平成32年度末から平成34年度末までは208名、平成35年度末と平成36

年度末は 207 名と推計)

後期（平成 37 年度～平成 41 年度）についても、社会的養護を要する児童の発生率が前期・中期同様の増傾向にあるとし、児童人口を前・中期と同様の方法により推計すると、発生率が期末には 0.175%となり、児童人口は 117,708 人になると見込まれます。したがって、社会的養護を要する児童数は、後期末には 206 名となる見込みです。（平成 37 年度末から平成 39 年度末までは 207 名、平成 40 年度末と平成 41 年度末は 206 名と推計）

第 1 章で述べたとおり、社会的養護を要する児童数が過去 10 年では増加傾向にありますが、少子化による今後の児童数の減少傾向を勘案すると、社会的養護を要する児童数は、前期でやや増加した後、ほぼ横ばいで推移する見込みです。

表4 社会的養護を要する児童数の見込み

	平成 26 年度	平成 31 年度末	平成 36 年度末	平成 41 年度末
0 歳～17 歳人口（始期の人口は平成 26 年 10 月 1 日の確定値を使用）	155,287	143,175	129,199	117,708
社会的養護を要する児童の人口当たりの発生率	0.13%	0.145%	0.16%	0.175%
社会的養護を要する児童数の見込み	202(平成 26 年 10 月 1 日現在)	208	207	206

(3) 計画中の各年度における、児童養護施設等の小規模化・地域分散化の取組と、その結果養護可能な児童数の見込み(施設養護の供給量)について

① 前期（平成 27 年度～平成 31 年度）

・ 本体施設

計画開始時までには本園型小規模グループケアの導入計画を完了（5 箇所設置、計画開始時には 3 箇所の運用開始を予定）した乳児院を除き、児童養護施設本体施設の小規模グループケア化を促進し、児童養護施設の本園型小規模グループケアを 1 箇所から 8 箇所に増加させることを目標とします。

・ グループホーム

地域小規模児童養護施設の設置を促進し、現在 1 箇所である地域小規模児童養護施設を 3 箇所（計 18 名分）に増やすことを目標とします。

・ 里親、ファミリーホーム

里親については、普及啓発活動などを通じて、養育里親の登録数を 1 年あたり 3 組増加させ、その結果、67 組の里親に委託可能とすることを目標とします。ファミリーホームについ

ては、1 箇所（計 2 箇所）を目標とします。

② 中期（平成 32 年度～平成 36 年度）

・ 本体施設

（小規模グループケアの導入計画を完了した乳児院を除く）児童養護施設については、前期中に施設内のケアを全て小規模グループケアとする予定の 1 施設以外の 2 施設は後期に全てを小規模グループケアとする計画であるため、中期においては本園型小規模グループケアの導入は計画しておりません。

・ グループホーム

地域小規模児童養護施設の設置を促進し、地域小規模児童養護施設を 5 箇所（計 30 名分）に増やすことを目標とします。

・ 里親、ファミリーホーム

里親については、引き続き、普及啓発活動などを通じて、養育里親の登録数を 1 年あたり 3 組増加させ、その結果、82 組の里親に委託可能とすることを目標とします。ファミリーホームについては、中期での開設計画はありません。

③ 後期（平成 37 年度～平成 41 年度）

・ 本体施設

（小規模グループケアの導入計画を完了した乳児院を除き）本園型小規模グループケアの導入を促進し、児童養護施設の本園型小規模グループケアを 8 箇所から 15 箇所に増加させ、児童養護施設の本体施設については施設内のケアを全て小規模グループケアとすることを目標とします。

・ グループホーム

分園型小規模グループケアの導入を促進し、中期まで未実施であった分園型小規模グループケアを、3 箇所（計 18 名分）とすることを目標とします。地域小規模児童養護施設は 1 箇所がファミリーホームに転換する計画であるため、1 箇所減となり、4 箇所（24 名分）となる予定です。

・ 里親、ファミリーホーム

里親については、引き続き、普及啓発活動などを通じて、養育里親の登録数を 1 年あたり 3 組増加させ、その結果、97 組の里親に委託可能とすることを目標とします。ファミリーホームについては、各児童養護施設運営法人が 2 箇所のファミリーホームを開設、又は開設を支援する予定であるため、5 箇所開設し計 7 箇所設置することを目標とします。

表5 各期における本体施設（小規模グループケア）、グループホーム、里親・ファミリーホームの箇所数の目標

	平成27年度(H27.4.1時点)	平成31年度(H32.3.31時点)	平成36年度(H37.3.31時点)	平成41年度(H42.3.31時点)
児童養護施設(本体施設)の箇所数	3	3	3	3
本体施設における小規模ユニットケア(本園型小規模グループケア)の箇所数(ユニット数)	1	8	8	15
本体施設の分園における小規模ユニットケア(分園型小規模グループケア)の箇所数	0	0	0	3
地域小規模児童養護施設の箇所数	1	3	5	4
乳児院(本体施設)の箇所数	1	1	1	1
本体施設における小規模ユニットケア(本園型小規模グループケア)の箇所数(ユニット数)	5	5	5	5
本体施設の分園における小規模ユニットケア(分園型小規模グループケア)の箇所数	0	0	0	0
ファミリーホームの箇所数	1	2	2	7
養育里親登録数	52	67	82	97

表6 各期において養護可能となる児童数の見込み

		平成27年度(H27.4.1時点)	平成31年度(H32.3.31時点)	平成36年度(H37.3.31時点)	平成41年度(H42.3.31時点)
1	児童養護施設・乳児院への入所、里親・ファミリーホームへの委託が可能な児童数(a)=(b)+(c)+(d)	248	269	290	329
2	本体施設の入所児童数(b) ※うち()は本園型小規模グループケアの入所児童数	184 (35)	172 (88)	166 (88)	143 (143)
	うち児童養護施設における本体施設の入所児童数 ※うち()は本園型小規模グループケアの入所児童数	155 (6)	143 (59)	137 (59)	114 (114)
	うち乳児院における本体施設の入所児童数 ※うち()は本園型小規模グループケアの入所児童数	29 (29)	29 (29)	29 (29)	29 (29)
	本体施設の入所児童数割合(b/a)	74.2 %	63.9 %	57.2 %	43.5 %
3	グループホームの入所児童数(c)	6	18	30	47
	うち児童養護施設における分園型小規模グループケアの入所児童数	0	0	0	23
	うち乳児院における分園型小規模グループケアの入所児童数	0	0	0	0
	うち地域小規模児童養護施設の入所児童数	6	18	30	24
グループホームの入所児童数割合(c/a)	2.4 %	6.7 %	10.3 %	14.3 %	
4	里親・ファミリーホームへの委託児童数(d)	58	79	94	139
	うち里親委託児童数	52	67	82	97
	うちファミリーホーム委託児童数	6	12	12	42
	里親・ファミリーホームへの委託児童数の割合(d/a)	23.4 %	29.4 %	32.4 %	42.2 %

2 施設機能の充実に向けて

(1) 施設整備について

前述のとおり、全施設において施設内小規模グループケアを進める予定であるため、施設整備について、国の補助等の制度も活用し、積極的に推進します。

また、施設を賃借する場合は、措置費にて賃借料の一部を支払うことができることとなっているので、分園型小規模グループケア等の推進に当たり、活用します。

さらに、県は市町と連携し、社会的養護の地域分散化に関する地域への理解を図り、また、児童の地域との交流について協力が得られるよう努めます。

(2) 人材育成について

施設の小規模化に対応した人材育成のあり方について検討を行い、大学などの教育機関や福祉人材の養成機関との連携を強化し、体系的・計画的な研修を行うなどにより、児童・保護者により専門性の高い支援ができるよう、職員の一層の資質向上を図ります。

また、子どもの家庭復帰のため、親子関係の再構築などの家庭環境調整や家庭復帰後の虐待の再発防止のための保護者支援など、児童相談所や市町など地域関係機関と一体になった家族支援を行います。

3 里親・ファミリーホームへの支援について

(1) 里親支援について

里親登録・委託の推進及び里親の支援については、里親支援機関としての子ども女性相談センター、児童養護施設及び乳児院が主となり実施します。

支援の内容としては、里親に対する研修会を行うほか、里親相互の連絡や情報交換の場の提供、相談支援、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設等に預かるレスパイト・ケア、未委託里親等に対して養育経験となる実習などを実施します。

(2) ファミリーホーム支援について

ファミリーホームについては、現在1箇所開設されていますが、家庭養護の推進のため、さらに増やす必要があります。

本計画においては、後期中に全ての児童養護施設運営法人が各2箇所のファミリーホームを開設又は開設を支援する予定です。このうち、施設運営法人自らが1箇所開設する計画を除いては、別の個人・法人等が開設するファミリーホームを支援する計画としています。

今後、各法人がファミリーホームの開設及び支援について具体的に計画を策定し、実施できる

よう県として支援します。

4 地域支援について

「香川県社会的養護体制のあり方について」では、児童養護施設について、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、社会的養護の下で育った子どもへの自立支援や退所後援助、地域の子育て家庭への支援など、地域支援の機能を強化し、総合的な社会福祉援助機能を充実していくことが望ましい、としており、児童養護施設及び乳児院による地域支援の充実を促進します。

各施設の策定した家庭的養護推進計画では、全児童養護施設及び乳児院が地域支援を計画しており、(既設の恵愛学園を除き)拠点として児童家庭支援センターの設置を検討しています。

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的としています。また、里親及びファミリーホームからの相談にのるなど、必要な支援を行うこととされており、里親等支援の拠点としての位置づけもあります。「社会的養護の課題と将来像」でも、児童家庭支援センターは社会的養護の地域支援の重要な拠点として、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく必要があるとしており、本県でも設置に対する支援を積極的に推進します。

第5章 社会的養護推進のための取組み（今後5年間の取組み）

第4章に記載した基本的な考え方のもと、子ども・子育て支援に係る各施策を計画的かつ総合的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づき策定した「香川県健やか子ども支援計画」と連携し、今後5年間において、社会的養護体制の充実を図るため、次の取組みを推進します。

1 家庭的養護の推進

《里親等への委託の推進》

- 社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があります。そのため、社会的養護を検討する場合は、原則として、家庭的・個別的なケアを行える里親等（里親・ファミリーホーム）への委託を優先して検討します。里親等委託に当たっては、施設入所児童について、里親等委託が可能な状態にあるかどうかや、未委託の登録里親も含め里親の情報の把握や支援に努め、里親等への委託を進めます。また、里親等委託に当たっては、実親の里親に対する理解を促進するよう丁寧な説明に努めます。
- 里親等委託を推進するため、里親制度の普及啓発により新規里親の開拓を行うとともに、里親に対する研修会や相談支援の実施、里親相互の連絡や情報交換の場の提供、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設、乳児院で預るレスパイト・ケアの実施などにより里親の負担軽減を図るとともに、里親会、施設等の関係機関、地域等の様々な主体から重層的な支援を受けながら里親が養育できる体制の充実に努めます。
- 児童虐待等の行為により、心身に有害な影響を受け、保護者からの養育を受けることが困難な子どもたちについては、専門里親を活用することにより、被虐待児等に家庭的な援助を提供し、家庭復帰を前提として問題性の改善や治療を図り、自立を支援します。
- 家庭的養護の推進のためファミリーホームの設置を促進し、開設に当たっての支援を行います。

《施設の小規模化および地域分散化の推進》

- 児童養護施設及び乳児院における養護について、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態としていくため、施設の小規模化・地域分散化を推進します。また、地域分散化を進めるに際しては、市町と連携し、地域の理解と協力が得られるよう努めます。

2 児童養護施設及び乳児院におけるケアの充実、人材の確保・育成

- 児童養護施設及び乳児院におけるケアの充実を図るため、子どもへの個別面接等を行う個別対応職員、保護者等への支援を行う家庭支援専門相談員、里親委託の推進と里親支援の充実を図る里親支援専門相談員、虐待を受けた子ども等に心理療法を行う職員、医療的ケアを行う看護師、自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置を推進します。
- 児童養護施設及び乳児院に入所している子どものうち、家庭への一時帰省が困難な子どもに対し、週末や休暇期間中などに、短期間、家庭生活を体験してもらう週末ファミリー事業を推進します。
- 社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員の確保とその専門性の向上のため、児童相談所等と一体となった研修や、各施設間の職員交流による現場実習等の研修体制の充実に努めます。

3 自立支援の充実

- 社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援が得られるよう、相談体制の整備に努めます。

4 家族支援、地域支援の充実

- 親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止などの家族支援のため、施設職員の研修等による家族支援体制を強化し、児童家庭支援センターの積極的活用を図るとともに、児童相談所、市町など関係機関との連携を推進します。

5 児童養護施設及び乳児院における子どもの権利擁護の推進

- 児童養護施設及び乳児院において、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備に努めます。
- 児童養護施設及び乳児院において、第三者機関による苦情解決制度など意見や苦情を密室化させない制度の普及・充実に努めます。また、児童養護施設等におけるサービスの質の向上や利用者が福祉サービスの内容を十分把握できるようにするため、福祉サービス第三者評価の実施を促進します。
- 児童養護施設及び乳児院に入所する子どもへの虐待の禁止について、施設職員等へ徹底する

とともに、入所児童等や関係機関への周知等その予防に取り組みます。

- 児童養護施設及び乳児院に入所する子どもの虐待に関する通告や子どもからの届出があった場合の措置等に関して、被措置児童等虐待対応ガイドラインに沿って適切に対応します。